

## インボイス制度の改正について

23-003号  
通巻:242

令和5年度の税制改正によりインボイス制度にもいくつか改正がありました。免税事業者だけでなく課税事業者にも影響がありますので、今回ご紹介致します。

## □「免税事業者→課税事業者」の税負担は「売上税額×20%」に

## 【対象者】

・免税事業者からインボイス発行事業者になった方(基準期間の課税売上が1,000万円以下等の要件を満たす方)

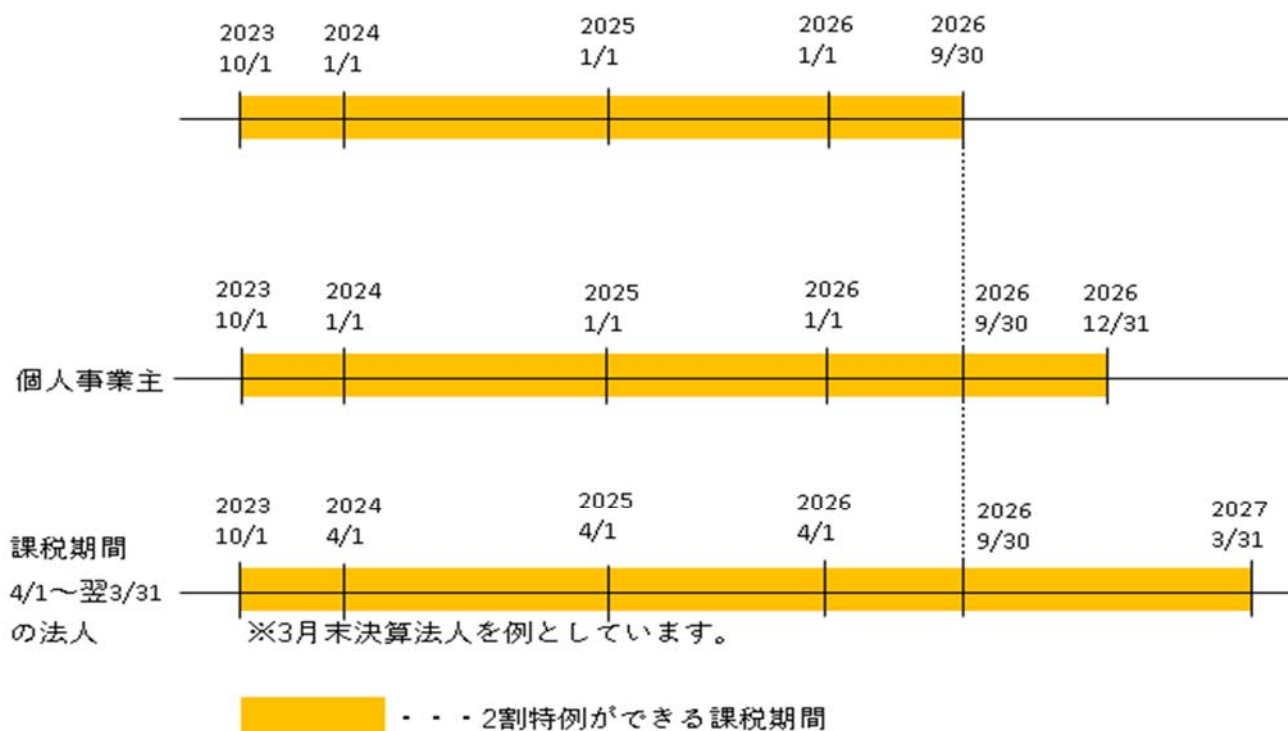
インボイス制度開始前から課税事業者を選択している小規模事業者は対象外です。

但し、2023年9月30日以前に課税事業者選択届出書を提出した小規模事業者であっても、2023年10月1日の属する課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したのなら、2割特例の対象になります。

## 【適用となる課税期間】

2023年10月1日から2026年9月30日迄の日の属する各課税期間。

但し、「1ヶ月毎」「3ヶ月毎」と、課税期間を短くする特例を受けているなら、短縮した課税期間は2割特例は使えません。



## 【2割特例のメリット】

2割特例の適用に当たっての手続きは不要で、確定申告書にその旨を付記するだけです。(本則・簡易共に選択適用が可能)

但し、2割特例は時限措置なので適用期間が過ぎれば再び「本則課税か簡易課税」の選択をこの3年間の間にどうするかを考えなくてはなりません。

## □1万円未満は帳簿記載のみで仕入税額控除が可能に

2023年10月1日以降、仕入税額控除にはインボイスが原則必須になりますが、中には銀行の振込手数料やETCの支払等、少額の支払もありこういった取引にインボイスを求めるのは事務処理上かなりの負担になってきます。

そこで今回の改正では、支払対価が1万円未満の課税仕入れについては、インボイスがなくても帳簿に記載すれば仕入税額控除が出来ることになりました。

## 【対象者】

仕入税額控除ができるのは以下のどちらかの条件に該当する事業者のみとなります。

- ・基準期間の課税売上高が1億円以下
- ・特定期間の課税売上高が5,000万円以下

こちらも期限付きで2023年10月1日から2029年9月30日迄に行った課税仕入れが対象となります。

参照:国税庁HP・財務省HP

上記で挙げたもの以外に、返品などの税込対価が1万円未満なら返還インボイスは不要、登録制度の緩和等いくつか改正項目があります。

現在免税事業者の方で、課税事業者になるかどうか迷っておられましたらお問い合わせ頂けたらと思います。

クラージュ総合会計事務所 岡 樹